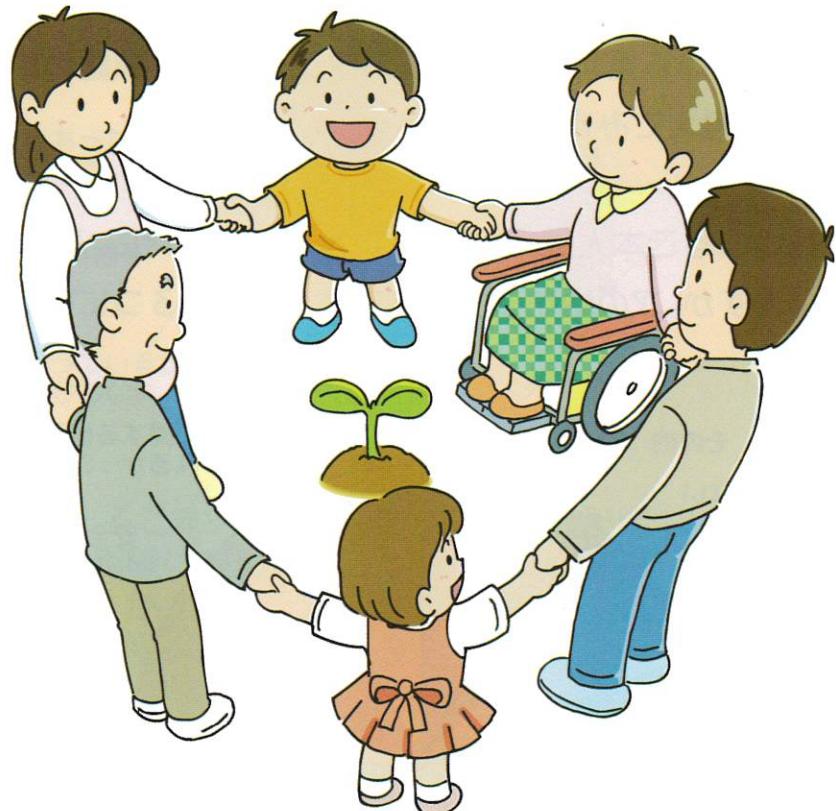


令和 2 年度 地域生活支援拠点等整備事業

緊急時や災害時にも
「あなたらしく生きる」ために



土佐清水市

令和 3 年 3 月発行

1. 地域生活支援拠点等の整備とは？

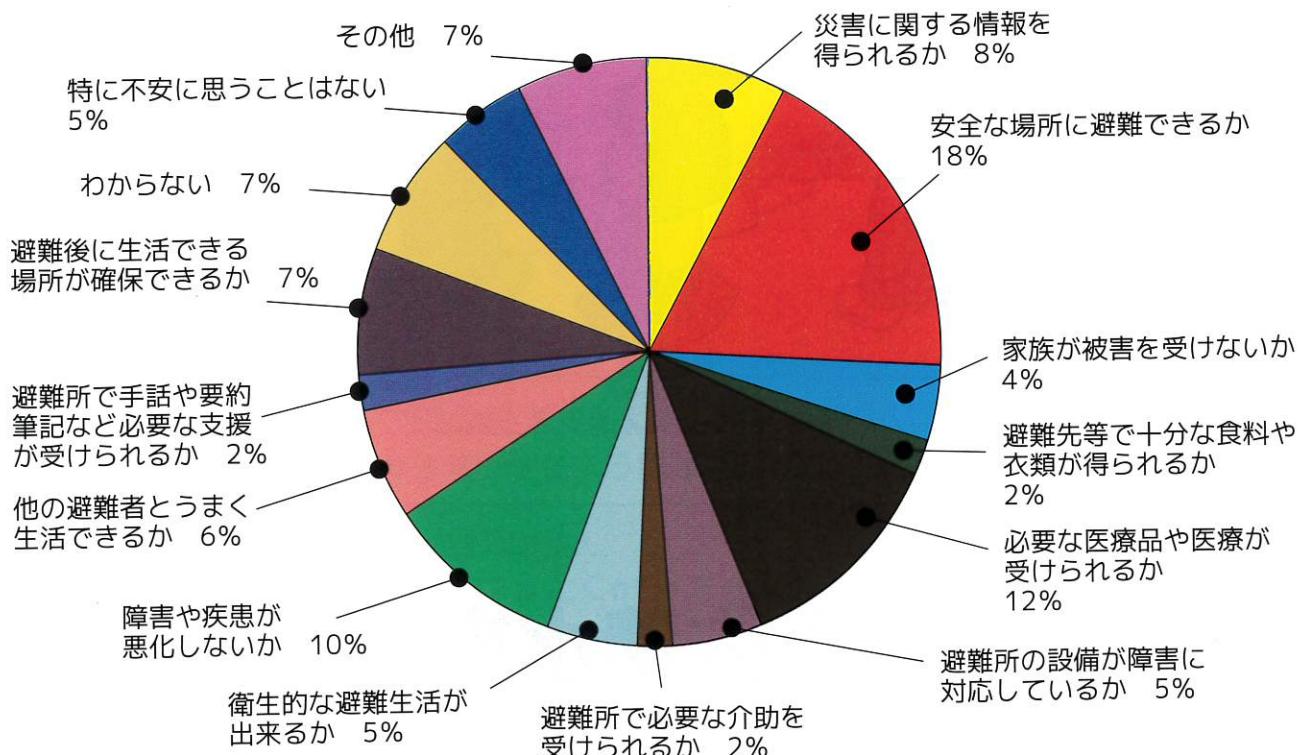
地域生活支援拠点等の整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、その人がその人らしく安心して生活するための5つの機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。**

土佐清水市では、地域の実情を知るために、令和元年度に「土佐清水市障害者(児)実態把握調査」を実施し、在宅でサービスを受けていない障害者(児)71人を訪問、うち54人(回答率76.06%)に20の設問の聞き取りを行いました。

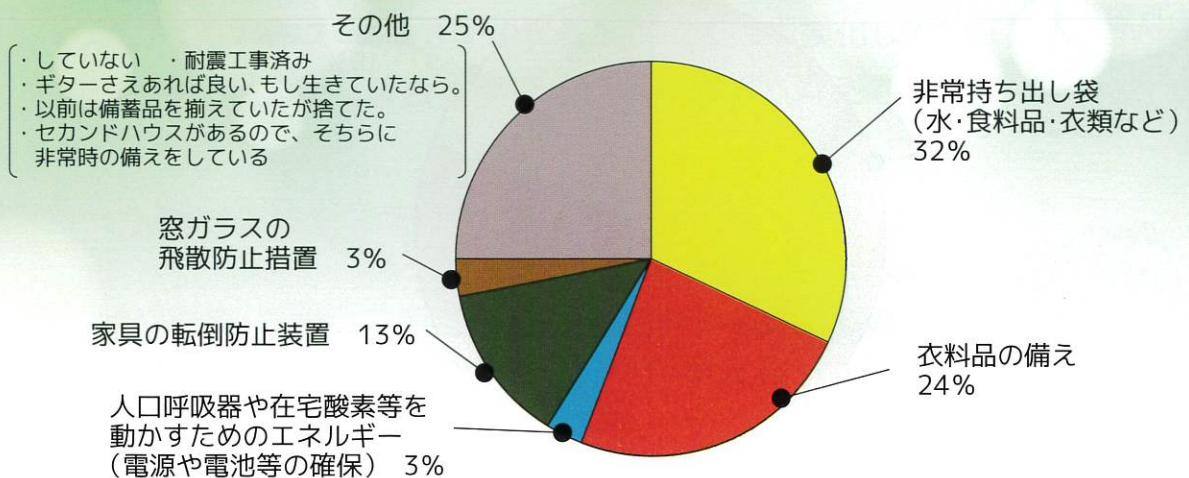
2. 土佐清水市の現状と課題（抜粋）

実態把握調査の結果から見えてきた土佐清水市の現状と課題の中で、地震等の災害時の課題について、考えてみましょう。

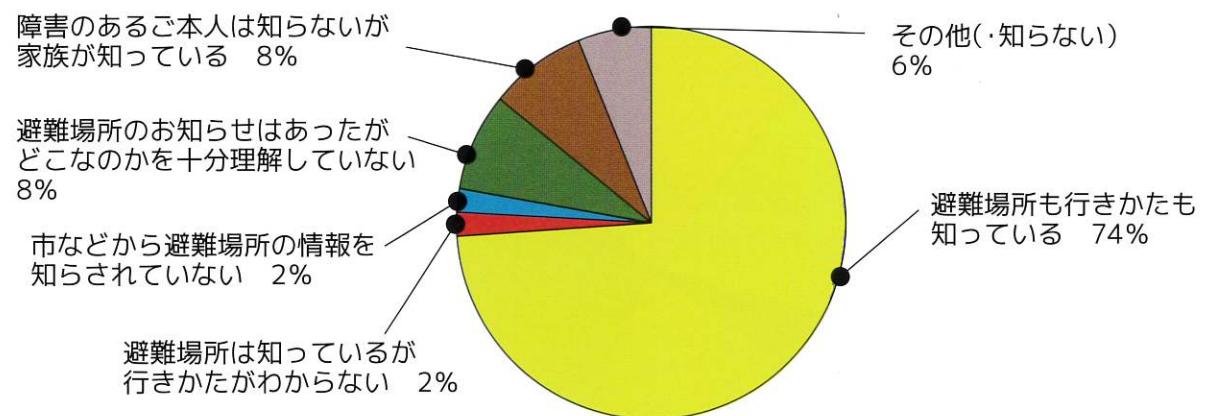
【設問14】 障害のあるご本人は、地震等の災害が起きた時に、どんなことを不安に思いますか。次の中から主にあてはまるもの3つに○をしてください。



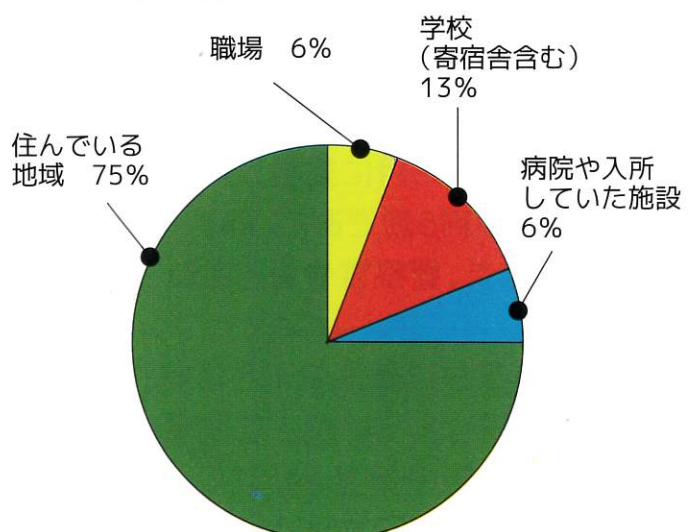
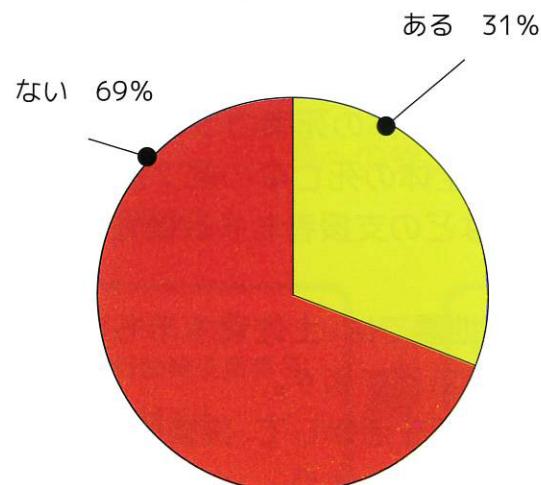
【設問15】障害のあるご本人が、次の中で災害時のために備えができている項目はありますか。



【設問16】障害のあるご本人は、避難場所やそこまでの行き方を知っていますか。次の中から最もあてはまるもの1つに○をしてください。

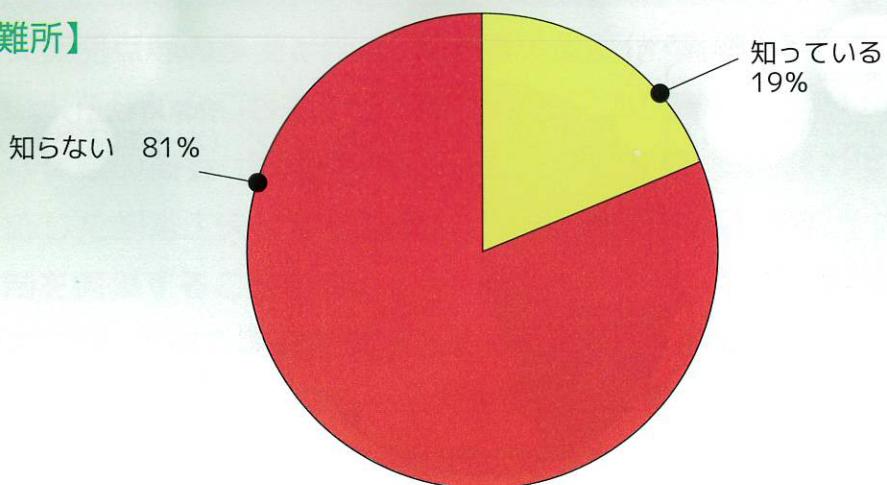


【設問17】障害のあるご本人は、これまでに避難訓練に参加したことありますか。
「ある」は副問へ

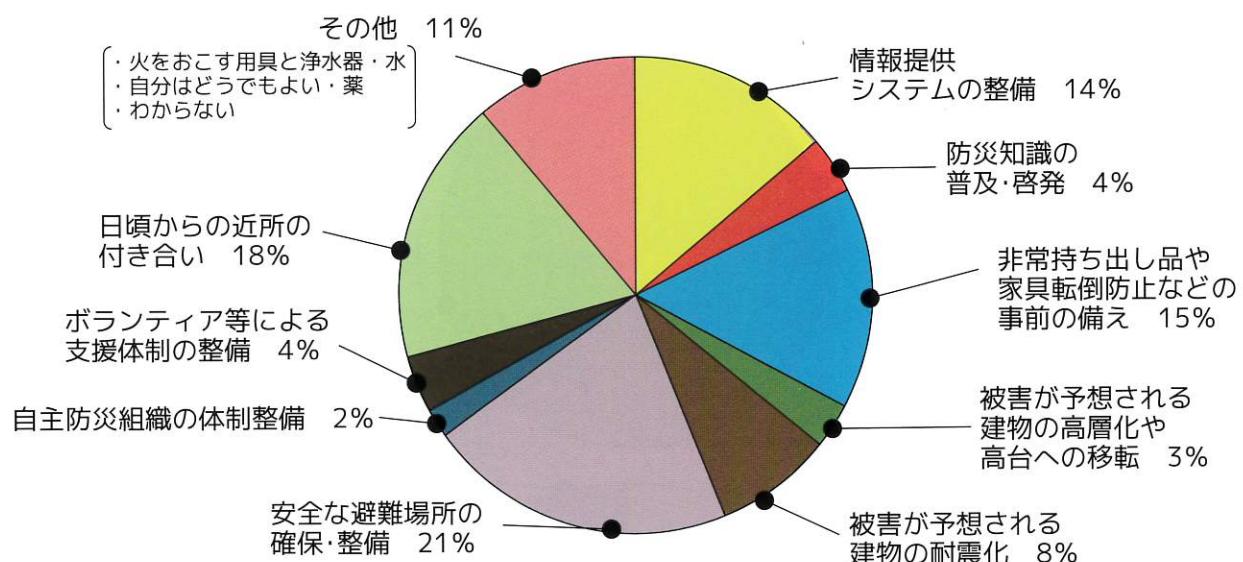


【設問19】①障害のあるご本人は、福祉避難所を知っていますか。

【福祉避難所】



【設問19】②緊急時に必要な対策は何だと思いますか。次からあてはまるものに3つまで○をしてください。



この調査で、地震等の発災時に適切に対応できるかどうか不安に思っている方が多いこと、障害のある方や高齢者、妊産婦など「災害時要配慮者」が避難することができる「福祉避難所」について、8割の方が「知らない」ということがわかりました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者が約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。また、警察官や消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

近いうちに発生すると言われている南海トラフ地震では、土佐清水市も東日本大震災と同じように大きな被害を受けることが予想されています。

地震や集中豪雨、台風など過去の災害から得た教訓を活かして、災害時でも「あなたらしく生きる」ために、しっかり防災対策にとりくみましょう。

3. 被害を減らすために「あなたができること」

近年の自然災害は、気候変動の影響もあって大規模化しています。災害が発生してすぐにあなたが必要な支援を受けることは困難と考えて、日頃から十分な準備をしておきましょう。

□避難するとき持っていく物の確認

非常食や水のペットボトルの他、薬や下着、障害者手帳や保険証・受給者証のコピーなど、自分の必要なものを書き出して用意し、避難時に両手が使えるリュックサックなどに入れておきましょう。



□毎日の生活に必要な品の備蓄

食料や水の備蓄(1週間分を目安)、燃料・カセットコンロ、電池や家庭用発電機など。

キャンプ用品や100均のアウトドアグッズにも普段から使って便利なものがあります。

□避難行動要支援者名簿への登録

自分で避難することが難しい方は、「避難行動要支援者名簿」へ登録し、地域の方とともに避難のための個別計画を作り、災害時にスムーズに避難支援が受けられるようにしましょう。

□緊急連絡カードやお薬手帳の準備

被災時にあなたが必要なことを記載した「緊急連絡カード」や普段飲んでいる薬のことが記載された「お薬手帳」を準備して日頃から携帯しておくことも大切です。

□建物の耐震化　　□家具の固定など室内の安全対策

避難の前に地震の揺れでケガをしないために、建物の耐震化や家具の固定、照明器具の落下防止、ガラスの飛散防止や寝室に靴を準備するなど。

□地域の防災訓練への参加を通じて、地域の方と顔なじみになっておくことも大切です。

「避難行動要支援者名簿」へ登録する

避難の「個別計画」をつくる⇒一人ひとりの状態にあわせる

「個別計画」を地域の避難訓練で実行してみる⇒不具合があれば計画の見直し

4. あなたが避難する場所を確認しておきましょう。

災害時に避難する場所には、いろいろ種類があることをご存じですか。

あなたがどこへ避難すればよいのか、市のホームページや区長場、自主防災組織などで事前に調べておき、散歩のコースに取り入れるなど、イザというときにあわてず行動ができるようにしておきましょう。

また、地震はいつ起こるかわかりません。下記の標識のある「津波避難場所」や「津波避難ビル」がどこにあるのか、日頃から探しておきましょう。



津波避難場所



津波避難ビル

□指定避難所(公民館や市民センター、学校の体育館など)

災害により、避難が必要となった方が避難する場所で、被災者が一定期間生活ができる施設として、市が指定しています。地域の支援拠点として、支援物資や情報、人的な支援が集まっています。

□指定外避難所

地域住民の方が避難する場所で、市から避難所として指定はされていないが、区長場や公会堂など住民が避難する場所のこと。

□津波緊急避難場所

地震による津波などの被害が発生したときにまず避難する場所で、地域の高台や広場、避難ビルや津波避難タワーのこと。

□福祉避難所(7か所)

一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害のある方、妊娠婦や乳幼児など特別な配慮を必要とする方(要配慮者)が避難する場所で、災害の規模によって、市が開設の判断をします。

福祉避難所へは、直接、避難することはできません。

まず、最寄りの指定避難所で、配慮が必要であることを申し出てください。その後、医療や福祉的な配慮・支援の必要性が高いと判断した場合に福祉避難所や医療機関、社会福祉施設などに移送することとなります。

□自宅(車中・テント泊)

家屋が被害を受けなかった場合や個別の事情で、避難所での共同生活がむずかしいために、やむを得ず自宅や公園等での車中・テント泊をする場合もあると思われますが、支援物資や情報など支援を行わせるために、最寄りの避難所へ情報提供をしてください。

5. 災害のとき、あなたが困ると思うことはなんですか。

災害が起こったとき、あなたはさまざまな「困ったこと＝支障」に直面します。主な支障とその備えについて、普段から考えておきましょう。



□情報が伝達・理解されにくい「情報支障」

聴覚障害がある場合、サイレンや防災無線が聞こえない、知的障害のある場合は災害情報が理解できないなどの支障があります。

□被災をまぬがれるための「危険回避行動支障」

四肢に障害がある場合や介護度の高い高齢者は、すぐそこに危険が迫っていても、とっさに身を守る行動ができず、危険に巻き込まれてしまうなどの支障があります。

□日常の移動空間が被災したことによる「移動行動支障」

被災した道路の段差、冠水などにより車いすで移動できない、停電によるエレベーターの停止によって移動できないなどの支障があります。

□被災により日常生活行動ができなくなる「生活行動支障」

薬や医療器具(ストマ用装具を含む)、機器がないと生命・生活の維持が難しい、自宅や通院先の病院が被災し日常生活が困難になる、周囲との会話ができず、生活上の基本的な情報を得にくいため、生活に困難が生じるなどの支障があります。

□急激な生活変化へ心理的・精神的に対応できない「適応支障」

精神的障害による不安定な状態が被災により増幅される、日常で本人がこなしたいルーティンが行えずパニックを起こしてしまう、感染症等への抵抗力が弱く、避難所で病気にかかることが多いなどの支障があります。

他に、建物の耐震や家具の防災対策ができるおらず大きな被害に至る「構造支障」や、災害によって住居や職、財産を失ったが、それを再び構築できない「経済支障」などがあります。

いずれの支障も4ページの「あなたができること」を準備しておくことと、家族や支援者、隣近所の人たちと日頃から話し合って決めておくことで、被害はすいぶん減らせます。

あなたを助けることができる的是、「あなた」と「近くにいるひと」です。

このパンフレットは、緊急時や災害時でも「あなたらしく生きる」ことができるよう、いま、何ができるのかを考えていただくためにつくりました。

火事や地震・台風などの災害のときの緊急連絡先・相談先

火事です！けがをしました！急病です！		私のなまえは 「 」です。
でんわ 消防 119	緊急要請専用ファックス 0880-82-8814	
ファックスは、専用の要請書をご利用ください。 緊急ファックス要請書は消防本部、又は福祉事務所にあります。		
事件や事故のときは	でんわ 警察 110	住んでいるところは 「 」です。
具合が悪い。薬が足りなくなった。(病院など)		生年月日 年 月 日
なまえ・住所		専門知識のある人の連絡先(事業所など)
でんわ／ファックス	担当の医師のなまえ	なまえ・住所
なまえ・住所		でんわ／ファックス 担当の人のなまえ
でんわ／ファックス	担当の医師のなまえ	なまえ・住所
地区の連絡先(区長、民生委員など)		でんわ／ファックス 担当の人のなまえ
なまえ・住所	なまえ・住所	
でんわ／ファックス	でんわ／ファックス 担当の人のなまえ	
なまえ・住所	その他の連絡先	
でんわ／ファックス		

「地域生活支援拠点等整備事業」
あなたがあなたらしく生活できるよう地域全体で支える仕組みをつくること

特定非営利活動法人
ふくしねっとCoCoてらす(受託事業者)
〒787-0321 土佐清水市浜町6番22号
TEL (0880)87-9209 FAX (0880)87-9216
✉ cocoterrace@fukushinet.or.jp